

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 43 年 4 月に会社を退職後、国民年金に加入し、46 年 11 月の結婚の時には、強制加入から任意加入に切り替えるを行った。

申立期間当時、国民年金保険料は自宅近くの A 銀行 B 支店か C 市役所 D 支所で納めていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が未納となっており納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く、国民年金の加入期間に係る国民年金保険料は全て納付済みである上、申立人は、会社退職後の国民年金への加入、結婚による強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更、夫の退職による第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更等の手続を適切に行っているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は任意加入被保険者期間であり、申立期間の前後の期間に係る国民年金保険料は現年度納付又は過年度納付により納付済みとなっている上、申立期間の前後を通じて居住地や申立人の生活状況に特段の変化も認められないことから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録上、申立期間を含む年度について、申立期間以外の期間は納付済みとなっているにもかかわらず、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が保管されていないことから、行政側において記録の管理が

適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から57年3月まで

私は、昭和56年1月に自営業を開始するために、それまで勤めていた会社を55年12月で退職した。当時、子供がまだ小さく、健康保険は必要だったので、私の妻が56年1月頃国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、妻が納付してくれていたと思うが、当時任意加入をしていた妻が納付になっているのに私が未納であったとは考えられない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、申立人の国民年金手帳において、被保険者となった日が昭和56年1月1日と記入されていることをもって、同年1月に国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行ったと主張しているところ、国民健康保険に係る資料が保存期限を経過しているため、A町において申立人の国民健康保険の加入記録を確認することはできないものの、申立期間当時、A町で国民健康保険の事務担当者だった者によれば、国民健康保険の加入に際しては、社会保険を離脱したことの証明書（資格喪失証明書等）を確認しないと加入させていなかったとしていることから、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年3月1日前に、国民健康保険の加入手続を行うことはできなかったものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年5月6日に払い出されていることが確認でき、当該記号番号の前後の記号番号に係る任意加入

被保険者の資格取得日を踏まえると、申立人の加入手続は、同年4月頃に行われたものと推認される。

また、申立人の妻が加入手続を行ったと推認される昭和57年4月時点において、申立期間のうち、56年3月の国民年金保険料は過年度納付、同年4月から57年3月までの保険料は現年度納付がそれぞれ可能であるところ、申立期間当時、A町で国民年金の事務担当者だった者によれば、「加入手続を行った時点で、納付可能な過年度分、現年度分の保険料がある場合は、本人に支払うことができるかを確認し、可能である場合、基本的には手書きで納付書を作成し、加入手続時に当該納付書を手渡すか後日自宅へ郵送していた。」としているが、申立人の妻は、「私の国民年金保険料は従前から納付書で納付していたが、夫の分をまとめて納付書で支払ったような記憶はない。」と述べている。

さらに、申立人の妻は、「申立人（夫）の保険料は、毎月集金に来ていた。」と述べているところ、前述の国民年金の事務担当者だった者によれば、「年1回4月に集金人を集めて、国民年金保険料の徴収対象者の名簿と個人名記載の12か月分の納付書綴りを集金人に預けていた。集金人には、対象世帯を毎月徴収に回り、集金できた保険料を個人名記載の納付書で、毎月金融機関から役場に納入してもらっていた。」としており、オンライン記録上、申立人の妻が加入手続を行ったと推認される昭和57年4月以降の国民年金保険料が納付されていることを踏まえると、同月以降の保険料を集金人により納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、昭和58年4月頃、結婚を契機に夫婦で国民年金に加入した。国民年金保険料は、加入手続後に送付されてきた12枚綴りの納付書により、妻が近くの郵便局で二人分を毎月納付していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については未納となっており納付できない。昭和59年度市・県民税（所得・課税）証明書には社会保険料控除の記載もあるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前に払い出された記号番号の国民年金被保険者資格取得日（20歳到達による資格取得日）から、昭和59年4月下旬に夫婦連番で払い出されたものと推認され、その時点以降、申立期間の国民年金保険料については、同年同月末までは現年度納付により、同年5月から60年7月末までは過年度納付により、それぞれ納付が可能であるところ、申立人及び申立人の保険料を納付したとする申立人の妻には、申立期間の保険料について、一括納付又は社会保険事務所（当時）が発行した納付書等による納付を行った記憶は無い上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和59年度市・県民税（所得・課税）証明書に記載されている社会保険料額の中に、昭和58年中に支払った国民健康保険税（料）並びに申立人及び申立人の妻の国民年金保険料が含まれていると主張しているところ、当委員会において試算した申立人世帯に係る同年中の国民健康保険税（料）並びに申立人及び申立人の妻の国民年金保険料の概

算額の合計は、同証明書に記載された社会保険料額と大きく相違していることを踏まえると、申立人及び申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料が当該社会保険料額に含まれていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「手順後に送付されてきた 12 枚綴りの納付書により、妻が夫婦二人分の保険料を毎月納付した。」と主張しているが、A市において、12 枚綴りの納付書により毎月納付が可能となったのは昭和 61 年 4 月以降であり、申立期間当時の納付書の様式及び納付方法と異なっている。

加えて、オンライン記録上、申立人及び申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料は共に未納と記録されている上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 11 月までの期間、平成元年 6 月から同年 11 月までの期間及び 2 年 6 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から 63 年 11 月まで
② 平成元年 6 月から同年 11 月まで
③ 平成 2 年 6 月から 3 年 3 月まで

私は 20 歳になった時には国民年金の加入手続をしていなかったが、昭和 62 年か 63 年頃、A 市役所から国民年金の加入について電話があり、その電話で加入することを伝えたところ、後日納付書と年金手帳が送付されてきたので、私の母が国民年金保険料を納付した。その後も、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するたびに、国民年金の資格取得手続きをし、国民年金保険料は、母か私が、毎月か 2 か月まとめる等の方法で欠かさず納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の時期を昭和 62 年か 63 年頃に電話で行ったとしているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿において、平成 4 年 2 月 20 日に払い出されていることが確認できる上、A 市の国民年金被保険者カードの住所欄の記載において、当時、住所を変更していない申立人の住所の届出日が同年 1 月 4 日と記載されていることを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は同年 1 月頃になされたものと推認されることから、当該加入手続時点においては、申立期間①及び②の国民年金保険料は、既に時効により納付することができなかつたものと考えられるほか、申立期間当

時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

なお、電話での加入手続について、A市は当時の資料が無く不明としており、制度上においても、電話による届出は定められておらず、申立人の主張を確認することができない。

また、前記の加入手続時点において、申立期間③の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は、昭和 62 年か 63 年頃に加入手続を行ったとの主張を繰り返しており、申立期間③の保険料を過年度納付したことをうかがわせる主張も無い。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は母か私が納付していた。」としているところ、申立人の母は、高齢で話を聞くことができない上、申立人は、申立期間①に係る申立人の母が遡って納付した国民年金保険料額やその原資の工面方法、並びに申立期間①、②及び③当時の毎月の保険料額について記憶しておらず、申立期間の納付状況等が不明である。

加えて、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（電算記録）によれば、申立期間①、②及び③は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。